

修了考査問題（例示）

【注意事項】

1. 修了考査の時間は、1時間です。
2. 問題は、表裏合わせて全30問あります。
3. 講習テキストの閲覧は、可とします。
4. 解答にあたり、適用すべき法令等は、**令和5年4月1日現在において施行**されているものとします。

問題番号	問 題
1	建築士法においては、建築士の職責に係る規定はない。
2	建築士法においては、建築設備士の定義及びその役割に関する事項について明記されていない。
3	建築士法においては、建築士でない者が建築士またはこれに紛らわしい名称を用いることを禁止している。
4	建築士事務所の登録は3年ごとにその更新が求められている。
5	建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、都道府県知事に業務の報告書を提出することが義務付けられている。
6	建築士事務所の開設者は、設計受託契約または工事監理受託契約を建築主と締結する場合には、契約前に管理建築士等から建築主に対し、書面（重要事項説明書）を交付して重要事項を説明させることが義務付けられている。
7	建築確認制度は、建築士が法令の基準に適合した設計を行うことを前提として、その確認を建築主事等が行う制度である。
8	中間検査、完了検査においては、確認申請図書と工事の状況の一致の照合が行われることはない。
9	建築基準法の建築基準関係規定は、建築確認、検査時には必ずしも適合性までは問われない。
10	住宅の品質確保の促進等に関する法律により、新築住宅の取得契約に係る基本構造部分の瑕疵担保責任期間は、引渡しから原則として10年間とされている。

問題番号	問 題
11	建築士事務所登録を行い“業”として設計等業務を行っていく開設者や管理建築士に求められるものは、委託者の要求事項を実現する能力ばかりでなく、強い信念に裏付けられた「技術者倫理」と「法令遵守」の精神である。
12	建築士の免許の取消事由である「禁錮以上の刑」には、建築関係法令違反によるものばかりでなく、飲酒運転による「危険運転致死」などの違法行為に対する「禁錮以上の刑」も含まれる。
13	事務所体制が事務所運営の基本方針に照らして適正であるか否かを定期的に見直すことは、重要な管理事項の一つである。
14	建築士法において定められている「書類の閲覧」では、事務所の開設者は、設計等の業務を委託しようとする者から求められたとしても、属する人材に関する情報を記載した書類については閲覧させる必要はないとされている。
15	建築士に求められる能力には、柔軟な理解力は含まれない。
16	建築士などの専門家として必要な知識及び技能の維持向上を図るための制度として、建築関連団体が独自に運営している継続能力職能開発制度、いわゆるCPD制度などがある。
17	外注委託先事務所との提携については、一度決定された基本契約は、いかなる場合であっても変更すべきではない。
18	損益計算書（P/L）とは、「企業が事業資金（資本）をどのように集めて、それをどのような形（資産）で保有しているかの状態を示す表」である。
19	労務管理とは、労働者から不平不満を言わせないための手法である。
20	常時10人以上（パート等を含む）所員を雇用している場合には、就業規則を労働基準監督署に届出る義務がある。
21	いわゆるビル衛生管理法では、5,000㎡を超える特定建築物に限り、「浮遊粉塵」、「一酸化炭素」および「二酸化炭素」の室内環境の管理基準（最低限の基準）を定めている。
22	建築物の設計及び工事監理の一連の業務進捗のなかで、管理建築士が行う管理は「属する建築士や技術者の監督」と「その業務遂行の適正の確保」である。
23	設計業務に伴い委託者との間で問題となる法的責任としては、契約上の責任と不法行為責任とに大別される。
24	委託者と建築士事務所との間の紛争において、損害賠償請求や不法行為責任が10年を超えて求められることはない。
25	「委任」とは当事者の一方がある業務を完成することを約束し、相手方がその業務の完成結果に対して報酬を与えることを約束するものであり、法的には業務を完成させなければ報酬の請求ができない。
26	施工図作成段階で、設計に係る不具合が発見され大幅な業務量の増大が見込まれる場合であっても、担当する建築士は建築士事務所の管理責任がある者に設計変更の判断を仰ぐ必要はない。
27	建築士法では、「工事が設計図書のとおり実施されていないと認められるとき」は、「直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおり実施するように求めなければならない」とされている。
28	「建設工事紛争審査会」は、建設業法に基づいて工事請負契約に伴う契約紛争の解決を目指す機関であり、取扱い対象は、建設工事の請負契約に関する紛争である。
29	建築無料相談員の建築士が、不適切な説明を行い、相手方を契約関係に入らしめ、その結果相手方に損害を与えた時は、損害賠償請求をされることがある。
30	建築士法では、建築士事務所の賠償責任保険への加入について努力義務を課するための規定は設けられていない。